

平成 24 年 8 月 8 日

## 大学との団体交渉について

帯広畜産大学教職員組合  
執行委員長 渡邊芳之

教職員組合執行部と大学とのあいだで団体交渉を行ないましたので報告します。

日 時：平成 24 年 8 月 8 日（水）午前 10 時～10 時 50 分

場 所：本部棟中会議室

出席者：帯広畜産大学教職員組合	執行委員長	渡邊芳之
	副委員長	紺野康夫
	書記長	筒木 潔
帯広畜産大学 事務局	経営管理部長	田中基久
	総務課長	野並雅章
	総務課長補佐	吉田年克
	総務課主任	中原大輔

事 項：1) 給与の減額措置について

2) 一般事業主行動計画に基づく就業規則の改正について

### 1. 給与の減額措置について

#### 1) 大学側の説明（田中部長，資料 1）

・国からの要請に基づき 9 月分給与から給与の削減を行ないたい。8 月以前への遡及は行なわない。

・削減額は国の方針通り大学全体の給与総額の 7.8%にあたる約 1 億 3400 万円である。

・減額率は学長，理事，副学長，事務局長，教授，部長で 9.77%，准教授，講師，課長，課長補佐，係長で 7.77%，助教，主任，係員で 4.77%とする。具体的な影響額は教授で月額約 5 万円，年額約 100 万円となる（詳細は資料 1）。

- ・非常勤職員，非常勤講師については減額しない。
- ・国が実際に運営費交付金からどれだけの額を削減するか，またその削減方法についてはまだ不明なので，実際の削減が確定した時点で可能であれば教職員への還元を行なう。
- ・今回の減額については給与規定自体はこれまで通りで，時限立法に基づき平成 25 年度まで有効の附則を加えることで実施したい。

## 2) 組合からの意見

- ・今回の給与減額については，その根拠や意義が明確でなく，国立大学法人の設置や運営費交付金の趣旨とも合致しないので認めることはできない。
- ・減額が避けられないにしても，減額開始を 10 月以降に遅らせるとともに，減額幅についても提案より小さくするよう検討してほしい。
- ・雇用側である役員と教授等との減額幅が一律であるのはどうか。減額幅の圧縮と併せて再検討してほしい。
- ・動物医療センターの診療業務など，教育研究に加えて民間と同様の業務を行っている教員の給与が減額されると民間との格差がますます広がって人材確保に悪影響がある。業務内容により手当等による民間との格差縮小を検討してほしい。
- ・一般の教職員でも業務の繁忙化に加えた給与減額は国立大学で働く魅力を低下させ人材確保に悪影響を与える。長期的な視点から給与額の維持に努力してほしい。
- ・運営費交付金の削減額や削減方法が確定した際には，それと給与減額との関係を具体的に組合側に示して，それ以降の給与のあり方について組合と交渉を行なってほしい。

※上記の意見に対し大学側からは，個別の問題についてはそれぞれ持ち帰って検討すること，運営費交付金の削減が確定した際には再度組合との交渉を行なうことが確約された。

## 2. 一般事業主行動計画に基づく就業規則の改正について

### 1) 大学側の説明（田中部長，資料2）

・育児休業等に関する「帯広畜産大学一般事業主行動計画」（資料2の1ページ）に基づき，平成24年度は「母体保護に関する休暇」（資料2の2ページ）および非常勤職員の「母体保護にかかる特別休暇」（資料2の3ページ以降）について規程・規則の改正を行ないたい。

### 2) 組合からの意見

・教職員の福利厚生に役立つ改正であるので賛成である。  
・平成25年度以降の行動計画についても着実に進めてほしい。  
・規程・規則を作ることも重要だがそれが実際に利用できる職場環境づくりも重要である。当事者が気兼ねなく規程を利用できるよう，側面からの支援を強化してほしい。  
・休暇の利用は部局全体の人事や就業状況とも関係する。業務が多忙だったり特定の教職員に集中したりしている場合，規程に該当しても実際に休むことはできない場合が多いと思う。適正な人員配置，教職員の業務量適正化も進めてほしい。

※上記の意見に対し大学側からは，規程・規則が利用しやすいものになるような仕組み作り，適正な人員配置等について検討することが確約された。

※給与減額問題・就業規則問題も含めて，今後も必要に応じて組合と大学との交渉の場を持つことが同意された。

以上